

# 福岡県公報

平成二十三年一月二十八日  
第三千二百十二号  
増刊  
①

## 目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの項中

介護付有料老人ホームハピネス赤坂	〃	〃	赤坂一	二	三三
〃	〃	〃	〃	〃	〃

を

介護付有料老人ホームハピネス赤坂	〃	〃	赤坂一	二	三三
有料老人ホームさわやか大倉壱番館	〃	〃	大倉三	三	五一
〃	〃	〃	〃	〃	〃

に

改める。